呉 市 教 育 委 員 会 議 題
（令和７年３月２５日定例会）

呉 市 教 育 委 員 会

令和７年３月２５日

呉市教育委員会定例会日程

1　会期決定について

2　前回会議の報告

3　報告第６号　寄附受納について

4　報告第７号　呉市立美術館あり方検討委員会まとめについて

5　教議第10号　呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

6　教議第11号　呉市教育委員会文書取扱規程の制定について

7　教議第12号　学校運営協議会の設置について

8　報告第８号　令和６年度教育費補正予算について

9　教議第13号　職員人事について

令和７年３月２５日

呉市教育委員会定例会日程（追加分）

10　教議第14号　臨時代理の承認について（教職員人事）

報告第　６　号

寄附受納について

学校施設課

呉市立警固屋中学校に対して，次のとおり寄附の申込みがあったので，これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
空井　有司	スーパー創作神楽用龍神一式（３点）及び打掛衣装（１枚）	計４点	755,000円	R7.2.3

報告第７号

呉市立美術館あり方検討委員会まとめについて

文化振興課

1　呉市立美術館あり方検討委員会委員（任期：Ｒ５．７．１～Ｒ７．６．３０）

呉市立美術館　館長	横山　勝彦	
京都国立近代美術館　館長	福永　治	
広島市現代美術館　館長	寺口　淳治	
呉市産業部副部長	兼光　賢	
呉市文化スポーツ部長	安倍　広志	多田　博（Ｒ６．４～）
呉市教育委員会　教育部長	髙橋　伸治	石川　直之（Ｒ６．４～）

2　呉市立美術館あり方検討委員会開催状況（視察を含め全９回）

令和５年７月１０日・８月２９日・１１月１７日・令和６年２月６日
令和６年５月７日・６月８日（視察）・８月８日・１０月２９日・令和７年２月２７日
※検討状況については，「幸町地区総合整備検討有識者会議」にて適宜報告

3　呉市立美術館の現状と課題

呉市立美術館は，昭和５７年の開館以来４０年以上が経過し，建物や設備も老朽化しており，早急にリニューアルを実施しなければならない状況にある。また，博物館法に基づく登録博物館であるにもかかわらず，施設としては不十分であり，次のような問題点がある。

(1) 展示室の面積が狭いため，コレクション展と特別展の同時開催ができない。
(2) 収蔵庫が美術館の別棟にあるため，美術作品の移動に余計な経費がかかっている。
(3) 空調設備が文化財を保護する美術館仕様になっていない。
(4) 照明装置を開館以来改修していないため，十分な展示効果を得ることができない。
(5) 来館者用の区画が関係者用と区別されていない。
(6) 屋根の耐震性能が不足している。

4　呉市立美術館に必要な機能

(1) 美術館の基本的機能
・収蔵庫（２４時間空調設備，前室，荷解室）
・展示室（空調設備，照明装置，可動壁，展示用具倉庫，搬入口，エレベーター）
・資料室，研究室，作業室
・館長室，事務室，応接室（会議室），警備員室・監視員室，ボランティア室，機械室，電気室，倉庫，トイレ，階段室等

(2) 社会教育施設としての機能
・講座室（講演会等），アトリエ（実技講座），ホール（映画会・コンサート等）
・図書室，ミュージアムショップ，喫茶・レストラン

5　学校教育との連携

(1) 美術作品ふれあい事業（呉市教育委員会主催，呉市内の小学校４年生）

(2) 児童生徒の作品展示（小学校子ども図画作品展，中学校美術作品展，高等学校美術作品展・同書道展）

(3) 小学校図画工作科部会の研修を美術館で開催

(4) キャリア・スタート・ウイーク（職場体験）における中学生の受入れ

(5) 教職員向け講座（実技実習・理論研修・対話型鑑賞の進め方等）

(6) 出前事業

(7) 学芸員と教職員の連携（「アートカード」の貸出，「鑑賞シート」「指導の手引き」の作成，作品のデジタル鑑賞）

(8) 学芸員による見学のお手伝い

6　呉市立美術館のリニューアルについて（設置場所等）

青山クラブの建物の解体部分及び中庭の一部に美術館を新築整備する。

桜松館のホール機能を移転し，講演会や作品展示，音楽コンサート等が開催できる小規模なホールを整備する。

7　呉市立美術館の目指すべき指標

呉市立美術館は，集客を主要な目的とした観光地型美術館ではなく，市民と地域に密着した社会教育施設としての美術館を目指すべきである。

8　呉市立美術館のあるべき姿

呉市立美術館は，呉市の芸術文化を大切に守り育てる美術館であり，こども・若者をはじめ広く市民が集う，芸術文化の情報発信拠点である。

【新美術館のコンセプト】

「呉の美術」の継承と創造
～市民が集い，学び，楽しみ，交流することで，新たな呉の文化を生み出す美術館～

9　今後のスケジュール（新美術館整備）

令和７年度	「呉市立美術館建設委員会（仮称）」設置・基本構想
令和８年度	基本構想
令和９年度	基本設計
令和１０年度	実施設計
令和１１～１２年度	整備
令和１３年度	供用開始

教議第１０号

呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会事務局組織規則（昭和４９年呉市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第１条　この規則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１７条第２項の規定に基づき，呉市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織について，必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この規則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１７条第２項の規定に基づき，呉市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織について，必要な事項を定めることを目的とする。
（分掌事務） 第５条　教育総務課の分掌事務は，次のとおりとする。 (1)～(8)　略 (9)　要望，請願，陳情等の処理に関すること。 (10)～(16)　略 (17) 教育委員会の共催及び後援に関すること。 (18)～(28)　略 ２　学校施設課の分掌事務は，次のとおりとする。 (1)　学校事務用品及び教材教具の調達に関すること（高等学校に係るものを除く。）。 (2)～(12)　略 (13) 学校給食用備品の整備に関すること。 (14)・(15)　略 ３　学校教育課の分掌事務は，次のとおりとする。 (1)～(22)　略 (23) わがまち人材派遣事業に関すること。	（分掌事務） 第５条　教育総務課の分掌事務は，次のとおりとする。 (1)～(8)　略 (9)　請願の処理に関すること。 (10)～(16)　略 (17) 委員会の共催及び後援に関すること。 (18)～(28)　略 ２　学校施設課の分掌事務は，次のとおりとする。 (1)　学校事務用品及び教材教具の調達に関すること（呉市立呉高等学校に係るものを除く。）。 (2)～(12)　略 (13)・(14)　略 ３　学校教育課の分掌事務は，次のとおりとする。 (1)～(22)　略

4　学校安全課の分掌事務は，次のとおりとする。 (1)　～(14)　略 (15) 児童生徒の長期欠席，問題行動等の調査及び指導に関すること。 (16) 児童生徒の適応指導及び適応指導教室に関すること。 (17)～(20)　略	4　学校安全課の分掌事務は，次のとおりとする。 (1)　～(14)　略 (15) 不登校等児童生徒への支援に関すること。 (16)～(19)　略

付　則

この規則は，令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

教育委員会事務局各課の分掌事務について，名称等を改廃し，及び事務改善を図るため，この規則案を提出する。

議案資料　呉市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

1　改正の趣旨

教育委員会事務局各課の分掌事務について，名称等を改廃するとともに，事務の改善を図るものです。

2　改正の内容

(1) 教育総務課の分掌事務である「要望，請願，陳情等の処理に関すること。」を「請願の処理に関すること。」に改めます。

請願の処理については，教育委員会会議の議決を要する事項となっているため，教育総務課が引き続き所掌します。

要望，陳情等については，その内容に応じて担当の各課で対応し，処理状況を教育長に報告するものとします（市の他事務部局と同様の取扱いに変更）。

(2) 学校施設課の分掌事務である「学校給食用備品の整備に関すること。」を，「学校給食に関すること。」に包含されるものとして整理し，削ります。

(3) 学校教育課の分掌事務である「わがまち人材派遣事業に関すること。」を，当該事業が令和６年度をもって終了することにより，削ります。

(4) 学校安全課の分掌事務である「児童生徒の適応指導及び適応指導教室に関すること。」を「不登校等児童生徒への支援に関すること。」に改めます。

また，「児童生徒の長期欠席，問題行動等の調査及び指導に関すること。」を「生徒指導に関すること。」及び「不登校等児童生徒への支援に関すること。」に包含されるものとして整理し，削ります。

これらは，名称，用語の意義，支援に係る考え方等の変化に伴い，改正するものです。

(5) その他，字句の訂正を行います。

3　施行期日

令和７年４月１日

教議第１１号

呉市教育委員会文書取扱規程の制定について

呉市教育委員会文書取扱規程を次のように定める。

呉市教育委員会文書取扱規程

呉市教育委員会文書取扱規程（昭和５１年呉市教育委員会訓令第５号）の全部を改正する。

呉市教育委員会の事務局及びその所管する教育機関（学校を除く。）における文書の処理及び作成については，呉市文書取扱規程（令和７年呉市訓令第　号）の例による。

付　則

この訓令は，令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

教育委員会の文書取扱事務について，所要の規定を整備するため，この訓令案を提出する。

議案資料　呉市教育委員会文書取扱規程の制定について

1　制定の趣旨

教育委員会の文書取扱事務について，所要の規定を整備するものです。

2　制定の内容

教育委員会の事務局と教育機関（学校を除きます。）における文書の処理及び作成については，市長部局の規定の例によるものとします。

3　施行期日

令和７年４月１日

教議第１２号

学校運営協議会の設置について

学校運営協議会を次のとおり設置するものとする。

名称	設置校
仁方中学校区学校運営協議会	呉市立仁方中学校 呉市立仁方小学校
広南中学校区学校運営協議会	呉市立広南中学校 呉市立広南小学校
白岳中学校区学校運営協議会	呉市立白岳中学校 呉市立白岳小学校
郷原中学校区学校運営協議会	呉市立郷原中学校 呉市立郷原小学校
横路中学校区学校運営協議会	呉市立横路中学校 呉市立横路小学校
阿賀中学校区学校運営協議会	呉市立阿賀中学校 呉市立阿賀小学校
呉中央中学校区学校運営協議会	呉市立呉中央中学校 呉市立呉中央小学校
川尻中学校区学校運営協議会	呉市立川尻中学校 呉市立川尻小学校
明徳中学校区学校運営協議会	呉市立明徳中学校 呉市立明徳小学校
倉橋中学校区学校運営協議会	呉市立倉橋中学校 呉市立倉橋小学校
蒲刈中学校区学校運営協議会	呉市立蒲刈中学校 呉市立蒲刈小学校
豊浜中学校区学校運営協議会	呉市立豊浜中学校 呉市立豊小学校
広中央中学校学校運営協議会	呉市立広中央中学校
警固屋中学校学校運営協議会	呉市立警固屋中学校
宮原中学校学校運営協議会	呉市立宮原中学校
和庄中学校学校運営協議会	呉市立和庄中学校
東畑中学校学校運営協議会	呉市立東畑中学校
片山中学校学校運営協議会	呉市立片山中学校
両城中学校学校運営協議会	呉市立両城中学校
吉浦中学校学校運営協議会	呉市立吉浦中学校
昭和中学校学校運営協議会	呉市立昭和中学校
昭和北中学校学校運営協議会	呉市立昭和北中学校
音戸中学校学校運営協議会	呉市立音戸中学校

安浦中学校学校運営協議会	呉市立安浦中学校
広小学校学校運営協議会	呉市立広小学校
三坂地小学校学校運営協議会	呉市立三坂地小学校
原小学校学校運営協議会	呉市立原小学校
警固屋小学校学校運営協議会	呉市立警固屋小学校
坪内小学校学校運営協議会	呉市立坪内小学校
宮原小学校学校運営協議会	呉市立宮原小学校
和庄小学校学校運営協議会	呉市立和庄小学校
本通小学校学校運営協議会	呉市立本通小学校
長迫小学校学校運営協議会	呉市立長迫小学校
明立小学校学校運営協議会	呉市立明立小学校
荘山田小学校学校運営協議会	呉市立荘山田小学校
両城小学校学校運営協議会	呉市立両城小学校
港町小学校学校運営協議会	呉市立港町小学校
吉浦小学校学校運営協議会	呉市立吉浦小学校
昭和西小学校学校運営協議会	呉市立昭和西小学校
昭和中央小学校学校運営協議会	呉市立昭和中央小学校
昭和南小学校学校運営協議会	呉市立昭和南小学校
昭和北小学校学校運営協議会	呉市立昭和北小学校
音戸小学校学校運営協議会	呉市立音戸小学校
波多見小学校学校運営協議会	呉市立波多見小学校
安浦小学校学校運営協議会	呉市立安浦小学校
安登小学校学校運営協議会	呉市立安登小学校

令和７年４月１日設置

（提案理由）

呉市学校運営協議会規則（令和５年呉市教育委員会規則第３号）の規定に基づき，呉市立小・中学校に学校運営協議会を設置したいので提案する。

議案資料　学校運営協議会の設置について

1　設置の理由

呉市学校運営協議会規則（令和５年呉市教育委員会規則第３号）の規定に基づき，呉市立小・中学校に学校運営協議会を設置したいので提案するものです。

なお，同規則第３条ただし書の規定「委員会が２以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には，２以上の学校について１の協議会を置くことができる。」により，中学校区ごとの設置となる学校もあります。

2　名称等

名称	設置校
仁方中学校区学校運営協議会	呉市立仁方中学校 呉市立仁方小学校
広南中学校区学校運営協議会	呉市立広南中学校 呉市立広南小学校
白岳中学校区学校運営協議会	呉市立白岳中学校 呉市立白岳小学校
郷原中学校区学校運営協議会	呉市立郷原中学校 呉市立郷原小学校
横路中学校区学校運営協議会	呉市立横路中学校 呉市立横路小学校
阿賀中学校区学校運営協議会	呉市立阿賀中学校 呉市立阿賀小学校
呉中央中学校区学校運営協議会	呉市立呉中央中学校 呉市立呉中央小学校
川尻中学校区学校運営協議会	呉市立川尻中学校 呉市立川尻小学校
明徳中学校区学校運営協議会	呉市立明徳中学校 呉市立明徳小学校
倉橋中学校区学校運営協議会	呉市立倉橋中学校 呉市立倉橋小学校
蒲刈中学校区学校運営協議会	呉市立蒲刈中学校 呉市立蒲刈小学校
豊浜中学校区学校運営協議会	呉市立豊浜中学校 呉市立豊小学校
広中央中学校学校運営協議会	呉市立広中央中学校
警固屋中学校学校運営協議会	呉市立警固屋中学校
宮原中学校学校運営協議会	呉市立宮原中学校

和庄中学校学校運営協議会	呉市立和庄中学校
東畑中学校学校運営協議会	呉市立東畑中学校
片山中学校学校運営協議会	呉市立片山中学校
両城中学校学校運営協議会	呉市立両城中学校
吉浦中学校学校運営協議会	呉市立吉浦中学校
昭和中学校学校運営協議会	呉市立昭和中学校
昭和北中学校学校運営協議会	呉市立昭和北中学校
音戸中学校学校運営協議会	呉市立音戸中学校
安浦中学校学校運営協議会	呉市立安浦中学校
広小学校学校運営協議会	呉市立広小学校
三坂地小学校学校運営協議会	呉市立三坂地小学校
原小学校学校運営協議会	呉市立原小学校
警固屋小学校学校運営協議会	呉市立警固屋小学校
坪内小学校学校運営協議会	呉市立坪内小学校
宮原小学校学校運営協議会	呉市立宮原小学校
和庄小学校学校運営協議会	呉市立和庄小学校
本通小学校学校運営協議会	呉市立本通小学校
長迫小学校学校運営協議会	呉市立長迫小学校
明立小学校学校運営協議会	呉市立明立小学校
荘山田小学校学校運営協議会	呉市立荘山田小学校
両城小学校学校運営協議会	呉市立両城小学校
港町小学校学校運営協議会	呉市立港町小学校
吉浦小学校学校運営協議会	呉市立吉浦小学校
昭和西小学校学校運営協議会	呉市立昭和西小学校
昭和中央小学校学校運営協議会	呉市立昭和中央小学校
昭和南小学校学校運営協議会	呉市立昭和南小学校
昭和北小学校学校運営協議会	呉市立昭和北小学校
音戸小学校学校運営協議会	呉市立音戸小学校
波多見小学校学校運営協議会	呉市立波多見小学校
安浦小学校学校運営協議会	呉市立安浦小学校
安登小学校学校運営協議会	呉市立安登小学校

3　設置日

令和７年４月１日